

飲酒の機会が増える季節…

# 冬に改めて意識したい！交通安全



年末は、師走特有の慌ただしさから運転者や歩行者などの注意力が散漫になります。また、この時期は、1年を通じて日没時刻が最も早くなり、仕事や学校からの帰宅時間帯と夕暮れが重なることから、交通事故の増加が心配されます。年末の交通安全県民運動の重点実施項目を意識し、改めて交通安全意識を高めてください。

## 年末の交通安全県民運動 重点項目

### 夕暮れ時と夜間の交通事故防止と飲酒運転などの危険運転の根絶



- ▽ ドライバーは夕暮れ時には早めに点灯するとともに、対向車や先行車がないときは、ハイビームを活用してください。
- ▽ 飲酒運転をしないことはもちろん、前日のお酒が残っている状態で絶対に運転しないでください。
- ▽ ながらスマホも厳禁です。

### 子どもをはじめとする歩行者の安全と自転車の安全利用の確保



- ▽ 子どもも大人も、ドライバーから目立つよう、手を上げて横断してください。
- ▽ 自転車の二人乗り、傘差し、他の自転車と並んで走行するなどの危険な運転はやめてください。

### 高齢運転者などの安全運転の励行



- ▽ 70歳以上のドライバーは、高齢者運転標識を表示してください。
- ▽ 身体機能の変化を認識し、体調不良時には運転を控えてください。
- ▽ 高齢者の運転免許証の自主返納についてもご検討ください。

## 飲酒運転の根絶

▽ 飲酒を伴う会合の際は、公共交通機関やタクシー、運転代行サービスなどを利用するか、家族に送迎を頼んでください。

飲酒運転をした人には厳しい刑罰・行政処分が！

違反種別	刑罰	行政処分
酒酔い運転	5年以下の懲役または100万円以下の罰金	免許取り消し(欠格期間3年)
酒気帯び運転	0.25mg/ℓ以上	3年以下の懲役または50万円以下の罰金
	0.15mg/ℓ以上 0.25mg/ℓ未満	

車両及び酒類を提供した人や同乗者も罰せられます！

周辺者の態様	運転者の違反種別	刑罰
車両提供者	酒酔い運転	5年以下の懲役または100万円以下の罰金
	酒気帯び運転	3年以下の懲役または50万円以下の罰金
酒類提供者 車両同乗者	酒酔い運転	3年以下の懲役または50万円以下の罰金
	酒気帯び運転	2年以下の懲役または30万円以下の罰金

■ 年末の交通安全県民運動 12月1日(火)～12月10日(木)

「横断歩道 歩行者いれば 赤信号」

■ 12月は「飲酒運転根絶強調月間」～ その1杯 未来が闇に～

忘年会などで飲酒の機会も増えるため、飲酒運転による事故が懸念されます。飲酒運転は犯罪です。飲酒運転によって失うものの大きさを考えてください。

■ 問い合わせ先 防災交通課交通係 ☎(48)1111(内1209)

